

新	旧
契約事項	契約事項
<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 40 条から第 41 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 39 条、第 43 条又は第 44 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 40 条から第 41 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 39 条、第 43 条又は前条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8 略</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 40 条から第 41 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 39 条、第 43 条又は第 44 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 40 条から第 41 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 39 条、第 43 条又は前条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8 略</p>
<p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 48 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>6 略</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 49 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 第 31 条第 2 項（第 35 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 48 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>6 略</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 49 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 第 31 条第 2 項（第 35 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>

改正後の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う業務から適用する。